

PTS 信用取引の新規注文停止に関するガイドライン

Japan Alternative Market 株式会社（以下「当社」という。）は、個別銘柄に係る信用取引の過度の利用を未然に防止するため、以下のとおりPTS信用取引の新規売付又は新規買付の停止に関してガイドラインを設け、基準に該当した銘柄についてPTS信用取引の新規売付注文又は新規買付注文（取引参加者による自己の信用売り又は信用買いを含む）の受託を停止する。

I. 実施基準

次に掲げる1.～4.の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当が確認された翌営業日におけるPTS信用取引の新規注文停止措置を実施する。

1. PTS信用取引売買比率基準

当社におけるPTS信用取引状況に関し、3営業日連続して各営業日のPTS参照株価と基準価格との乖離が7%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合（各営業日の売買高が100売買単位以上である場合に限る。）

- イ. 3営業日連続してPTS信用取引の新規売付比率が20%以上である場合（各営業日のPTS参照株価が各営業日時点における基準価格未満である場合に限る。）
- ロ. 3営業日連続してPTS信用取引の新規買付比率が40%以上である場合（各営業日のPTS参照株価が各営業日時点における基準価格株価を超過している場合に限る。）

2. 売買回転率基準

当社におけるPTS信用取引状況に関し、当該営業日におけるPTS参照株価と基準価格との乖離が7%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- イ. 当該営業日の売買高が発行済普通株式数（自己株式数を除く）（以下「基準発行済株数」という。）の10%以上であり、かつ、当該営業日のPTS信用取引の新規売付比率が30%以上である場合（当該営業日のPTS参照株価が基準価格未満である場合に限る。）
- ロ. 当該営業日の売買高が基準発行済株数の10%以上であり、かつ、当該営業日のPTS信用取引の新規買付比率が60%以上である場合（当該営業日のPTS参照株価が基準価格を超過している場合に限る。）

3. 残高基準

当社におけるPTS信用取引残高に関し、3営業日連続して各営業日のPTS参照株価と基準価格との乖離が7%以上であり、次のいずれかに該当する場合

- イ. 売残高の基準発行済株数に対する比率が0.75%以上である場合（各営業日のP T S参照株価が各営業日時点における基準価格未満である場合に限る。）
- ロ. 買残高の基準発行済株数に対する比率が3%以上である場合（各営業日のP T S参照株価が各営業日時点における基準価格を超過している場合に限る。）

4. 特例基準

1. ～ 3. の基準のいずれにも該当しない場合において、当社がP T S信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した場合（当社においてP T S信用取引が成立せず、P T S参照株価が算出できない場合で、東京証券取引所における最終価格が制限値幅の上限または下限に達している場合にP T S参照株価を東京証券取引所最終価格へ読み替える等の考慮を含む。）

II. 解除基準

上記 I. によりP T S信用取引の新規注文停止措置を実施した日の翌営業日以降において、上記 I. 1. ～ 3. の基準のいずれにも該当しないことが確認された、または4. の判断が見直された銘柄については、その翌営業日にP T S信用取引の新規注文停止措置を解除する。

III. その他

- ・ 株券以外の上場有価証券については、株券に準じて取り扱うものとする。ただし、E T F及びE T Nについては、商品性を踏まえて取り扱うものとする。
- ・ 「基準価格」は、株式会社東京証券取引所が採用する当日の基準値段とする。
- ・ 「P T S参照株価」は、当社P T S信用取引における出来高加重平均価格とする。
- ・ 「売買高」は、当社デイトタイムセッションにおける売買高とする。
- ・ 「P T S信用取引の新規売付比率」及び「P T S信用取引の新規買付比率」とは、当社デイトタイムセッションにおけるP T S信用取引による新規売付け及び新規買付けの数量（売買が成立したものに限る。）の売買高に対する比率をいう。
- ・ 売残高及び買残高は、取引参加者である証券会社の報告及び申告に基づいて集計するもので、事後的に取引参加者である証券会社により訂正の申告が行われた場合には、当該訂正の内容を考慮しないこととする。

以 上